

# 登記所備付地図の作成について(お知らせ)

## 地図作成のお知らせと土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

岡山地方法務局では、平成24年度の事業として岡山市北区七日市他地区（実施区域図参照）において、新しく正確な地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

つきましては、今後この作業を進める上で、皆様に御協力をいただかなければならないことがありますので、作業の目的を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 地図作成の目的

皆様方がお住まいの地区については、明治時代中期に作成された「公図」という地図を、正式な地図が備え付けられるまでの間、地図に準ずるものとして使用しています。

この公図は、各土地の大体の形状は分かるものの、土地の境界を明らかにするだけの精度がないため、隣地との境界が分からなくなったり、円滑な土地取引などの支障となっています。

そこで、これらの問題を解決するために、一筆の土地ごとの境界を皆様に御確認（立会）いただき、正確な地図を作成しようとするものです。

## 地図作成の効果

この作業で作成する地図は、国家基準点に基づいた測量により作成されますので、土地の位置、区画を特定することができ、境界に関する争いを未然に防ぐことができますし、境界標識がなくなるなどして土地の境界が分からなくなっても、地図に基づき、現地において境界を復元し特定することができます。

また、この作業で、地目（宅地、畑など）や地積（土地の面積）が登記所の登記記録と異なることが判明した場合は、登記所において職権で変更登記（現況と登記記録を合せる登記）を行います。